

# 平成二十五年度から個人住民税の特別徴収の一斉指定を実施します

税務課市民税担当 ☎2111 内線3033・306

従業員を雇っている事業主（給与支払者）は、特別徴収義務者として従業員（納税義務者）の給与から個人住民税（市民税および県民税）を「特別徴収」（給与天引き）により納める義務があります。

従業者を雇っている事業主（給与支払者）は、特別徴収義務者として従業員（納税義務者）の給与から個人住民税（市民税および県民税）を「特別徴収」（給与天引き）により納める義務があります。

受け、四月一日現在において給与の支払いを受けている人です。  
■小規模事業者に係る納期の特例  
従業員が十人未満である事業所は、大崎市の承認を受けて、年十二回の納期の納期を年二回とすることができます。

### ■実施年度

平成二十五年度から

### ■特別徴収義務者

事業主、家事使用人を含む三人以上の従業員を雇用しているすべての事業主

### ■特別徴収になると

毎年五月中旬に事業主に送付する特別徴収税額の通知書に基づき、六月から翌年五月までの給与から十二回に分けて事業主が天引きします。

### ■特別徴収の対象となる人

天引きした税額は、翌月十日まで事業主が大崎市に納入します。

前年中に給与の支払いを

### Q パートやアルバイトでも特別徴収となりますか？

パートやアルバイトでも前年に給与の支払いを受けていて、四月一日現在勤務する従業員からは特別徴収をすることになります。

ただし、給与が毎月支給されないなど雇用が不定期な従業員で特別徴収を行うことが困難な場合は、普通徴収も可能です。

事業主、従業員ともに詳しくは、お問い合わせください。

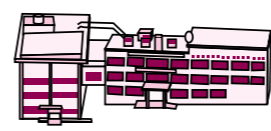
従業員（納税義務者）



事業主（特別徴収義務者）



大崎市（従業員が住んでいる市町村）



- 給与支払報告書の提出 (1月31日まで)
- 特別徴収税額の通知 (5月31日まで)
- 税額の納入 (翌月10日まで)

- 特別徴収税額の通知 (5月31日まで)
- 給与支払い時に税額を徴収 (6月から翌年5月までの毎月)



古川税務署 ☎22-1711

### 【事業者向け年末調整説明会】

日時	場所	対象
11月21日(水) 14時～16時	美里町文化会館	松山・鹿島台地域
11月22日(木) 10時～12時	パレットおおさき	古川地域 (〒989-61区域)
11月22日(木) 14時～16時	パレットおおさき	古川地域 (〒989-62区域)、三本木・田尻地域
11月26日(月) 14時～16時	スコアハウス	岩出山・鳴子温泉地域

### 【青色申告決算説明会】

区分	日時	場所	対象
営業・不動産所得関係	12月6日(木) 10時～12時	大崎合同庁舎	古川地域
	12月6日(木) 13時30分～15時30分		古川地域以外
農業所得関係	12月7日(金) 10時～12時		古川地域
	12月7日(金) 13時30分～15時30分		古川地域以外

# 平成二十四年議会報告会を開催します

議会事務局 ☎5838

大崎市議会基本条例の施行により、政策提言や今後の議会改革に生かすための議会報告会を開催します。

開催年や小学校区に關係なく、どなたでも参加できます。ぜひ、皆さんの議会に対する声を聞かせてください。

# 十一月は市民憲章の制定月です

まちづくり推進課地域自治・NPO担当 ☎25069

大崎市民憲章は、平成十八年十一月三日に制定されました。

十一月は市民憲章制定月に当たり、改めて大崎市民憲章を紹介いたします。

築いてきた歴史と伝統への敬意と賞賛をうたい、大崎市の風景が浮かぶように表現されています。

### 【議会報告会日程】

日時	場所	区域
11月20日(火) 19時～20時30分	古川保健福祉プラザ (fプラザ)	古川第一小学校区
	古川敷玉地区公民館	敷玉小学校区
	三本木総合支所	三本木小学校区
	西大崎地区公民館	西大崎小学校区
11月21日(水) 19時～20時30分	古川東部コミュニティセンター	古川第二小学校区
	古川長岡地区公民館	長岡小学校区
	鹿島台第二小学校	鹿島台第二小学校区
	鳴子総合支所	鳴子小学校区
11月22日(木) 19時～20時30分	古川南部コミュニティセンター	古川第三小学校区
	古川清滝地区公民館	清滝小学校区
	スコアハウス	岩出山小学校区
	鬼首地区公民館	鬼首小学校区
11月27日(火) 19時～20時30分	西古川地区公民館	西古川小学校区
	松山公民館	松山小学校区
	池月地区公民館	池月小学校区
	沼部公民館	沼部小学校区

## 大崎市民憲章

平成18年11月3日制定

恵みの森、奥羽山脈から湧き出る水は、大地を潤し文化の花をさかせます。いにしえより伝統ある豊饒の地は、創造性に富む地域の力をはぐくみます。

私たちはここに生きる大崎市民です

- 一人ひとりを尊重し ともに手を取り行動します
- 生き生きと 笑顔あふれる大崎をつくります
- 考え学び 豊かな心と力で大崎をたがやします
- 子どもたちが誇れる風土 大崎をみがきます

大崎市

### 市民憲章の普及活動

まちづくり推進課では、事業所などに市民憲章の掲示をする場合、希望者に、市民憲章の印刷物（A2サイズ）を配布しています。希望する場合は、まちづくり推進課まで連絡ください。